

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
超音波診断装置 2式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成24年8月1日	日立アロカメディカル株式会社 東京都千代田区外神田4-14-1	5,775,000円	外来診療に使用していた機器が 修理不能となり早急に整備する 必要なことから、日本赤十字社 会計規則第36条第3項の緊急 の必要により早急な整備に該当 するため、随意契約とするもので あること。	
超音波診断装置 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成24年9月1日	日立アロカメディカル株式会社 東京都千代田区外神田4-14-1	7,665,000円	購入後7年が経過し、劣化が激 しく画像が不鮮明であるため、早 急に整備する必要なことから、日 本赤十字社会計規則第36条第 3項の緊急の必要により早急な 整備に該当するため、随意契約 とするものであること。	
定期建物賃貸借契約	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成24年9月1日	株式会社公営社 東京都新宿区百人町2-21-1	4,305,000円	当該業務委託を締結している業 者であることから、日本赤十字社 会計規則第36条第3項の契約 の性質又は目的が競争を許さな いに該当するため、随意契約と するものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

